

## 栄養教諭免許状取得

**（栄B）管理栄養士免許または栄養士免許による学校栄養職員としての  
在職年数と単位で栄養教諭免許状を取得する。**

【根拠規定】教育職員免許法附則第17項  
（管理栄養士、栄養士の免許と実務経験を基に栄養教諭免許状を取得）

### <栄養教諭一種>

**【基礎資格】**

栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士法の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること

在職年数	栄養に係る教育に関する科目		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計	
3	教育職員免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する事項を含む科目	2	・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・栄養教育実習 ※2 * 上記についてそれぞれ1単位以上修得	8	10

### <栄養教諭二種>

**【基礎資格】**

栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること

在職年数	栄養に係る教育に関する科目		養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計	
3	教育職員免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する事項を含む科目	2	・教育の基礎的理解に関する科目 ・道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・栄養教育実習 ※2 * 上記についてそれぞれ1単位以上修得	6	8

備考 この表における単位の修得方法は、基礎資格を取得した後、栄養に係る教育に関する科目及び養護教諭、栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

- ※1 在職年数とは、基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した年数である。
- ※2 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として、1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で上記教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（よって修得すべき合計単位数は変わらない。）